

経営者が
知っておきたい

労務管理のポイント

社会保険労務士
佐竹康男



第21回 裁判員制度（社員が裁判員に選ばれたときの対応）



平成21年5月21日から、いよいよ裁判員制度が始まります。国民が刑事裁判に携わる制度で注目されているところですが、会社としても休暇制度の導入や休暇中の代替要員の確保等、準備しなければならないことがあります。今回は、社員が裁判員に選ばれたときの会社の対応について考えてみたいと思います。

裁判員選任手続きの流れ



わが社にも先日、「裁判員候補者名簿に載りました」という通知が来た者がいるようだが、通知が来た人はみんな裁判員になるのかね。



通知が来ただけで、すぐ裁判員になるわけではありません。12月に通知の来た人は、平成21年中に裁判員になる可能性のある人です。その後、裁判員候補者名簿に載った人の中から、事件ごとに裁判員候補者がクジで選ばれます。裁判員候補者は裁判所に出頭して、最終的には再びクジで裁判員6人が選ばれます。

【選任手続きの流れ】

前年秋から12月ころまでに 名簿の作成、候補者への通知・調査票の送付



事件ごとに名簿の中から、クジで候補者が選ばれる



裁判の6週間前までに 選任手続期日のお知らせ（呼出状）、質問票の送付



裁判当日 裁判員候補者の中から、クジで裁判員6人を選任

会社の対応



もし社員が裁判員に選ばれたら、会社は休暇を与えなければならないのかな。



社員が裁判員又は補充裁判員若しくは裁判員候補者となり、その職務の遂行に必要な時間を請求された場合は、**公民権の行使にあたるものとして、事業主はこれを拒むことができません（労働基準法第7条関連）**。その時間を有給にするか無給にするかは法律では規定されていませんが、社員は裁判員になる可能性はあるわけですから。次のように**就業規則で、裁判員のための休暇制度は導入しておく必要がある**と思います。

【裁判員のための休暇制度の例】

第〇条 社員が裁判員又は補充裁判員若しくは裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。

- ①裁判員又は補充裁判員となったとき……職務の遂行に必要な日数
- ②裁判員候補者となったとき……職務の遂行に必要な時間

2 前項の休暇は、有給とする。



業務に支障をきたす場合でも、休暇や時間を与えなければならないのかね。



会社としては、業務に支障をきたす場合であっても、与えなければなりません。ただし、**他の人が代替することが困難な職務で、休んだ場合に相当程度会社に影響を与える場合などは、本人が辞退を申し出ることができま**す（注の⑤参照）。



他に、会社として考えておくことはあるかな。



裁判は、3日以内に終了することが見込まれていますが、その間に多少なりとも、仕事に支障をきたす場合も生じると思いますので、**代替要員を考**えておかなければならないでしょう。

また、裁判員になったことを理由として、**不利益な取扱いをしてはなりません**。裁判員法第100条で「労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらのものであったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」と規定されています。解雇はもちろん、降格や全く予定されていなかった人事異動などが、不利益な取扱いに該当します。



わかった。いろいろ考えなければならないことがあるな。実際に社員が裁判員候補者に選ばれたときは、またアドバイスしてもらえるかな。

〈注〉裁判員法第16条で定められている辞退理由

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員
- ③ 常時通学を要する課程に在学する学生生徒
- ④ 一定期間内に裁判員や検察審査会などの職務に従事したり、裁判員候補者として裁判所に来た人
- ⑤ 以下のやむを得ない事由で裁判員の職務を行うこと又は裁判所に行くことが困難な人
 - ・ 重い疾病や傷害により裁判所に行くことが困難であること
 - ・ 同居の親族を介護・養育する必要があること
 - ・ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあること
 - ・ 父母の葬儀への出席など社会生活上重要な用務があり、他の期日に行うことができないものであること

* * * * * Communication * * * * *

法定事務のオールラウンドプレイヤー 納税協会の 総務管理者養成講座

＊「教育訓練給付制度」 厚生労働大臣指定講座

『通信コース』 常時受付中です。

履修科目 (全6科目)	①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務 ④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務
受講料 (消費税込)	納税協会会員 48,300円 <テキスト、添削指導料を含む> 非会員 58,800円 *会員企業の社員は会員受講料となります
学習期間	在籍期間（8か月） 講師による懇切な添削指導（合計8回）。提出日、順序は問いません。 テキスト一括配本。
テキスト	テキスト7冊、添削8回、各種の資料
修了証	在籍8か月以内に全8添削を提出した方に授与
スクーリング	・通信コース受講者は（初回分のみ）無料 ・原則として毎年6月、11月の土・日曜日（年2回・各2日間）開催

＊講義コース 平成21年度春期大阪教室4月上旬より開講予定（2月上旬より募集）

くわしくは下記まで



財団法人 納税協会連合会 事業部
〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北2-6 (大和南森町ビル3階)
TEL 06-6881-3874 FAX 06-6881-3875

<納税協会ホームページ> 案内掲載中

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

新刊書のご案内

平成21年3月申告用

所得税の確定申告の手引

申告書全様式の記入例つき

村川満夫 編

確定申告はこの一冊で万全！

B5判868頁／定価 1,890円

申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめて工夫編集。申告書の記載例については、平成20年分で使用されるすべての申告書の様式と多くの附属計算書の記載例を示し、わかりやすく解説。

平成20年11月改訂

Web版の閲覧・検索サービス付き

地方税取扱いの手引

地方税制度研究会 編

B5判1,364頁／定価 4,410円

「総則」「道府県税」「市町村税」の三編に大別し、地方税法を中心に関係する政令、省令及び通知を項目ごとに相互に関連づけて配列し、一覧性を持たせて要領よく整理編集。



わかりやすい 中小企業の会計実務

税理士 宮口定雄 編著

中小企業診断士 平野勝正／三菱東京UFJ銀行 川崎雅己 著

A5判236頁／定価 2,310円

◆お求めはお近くの納税協会へ（税込価格）